

学位論文内容の要旨

西川 博美

論文題目

台湾における軒下歩道（亭仔脚）を基盤とする町並みの成立過程と保存事業に関する研究

論文要旨

本論文は、台湾において特徴的に見られる軒下歩道（亭仔脚）を基盤とする、店屋が連続した歴史的な町並みについて、その成立過程と保存事業の特徴を明らかにした。

第1章では、形成過程について、地方の街・庄の小都市に成立した町並みに注目し明らかにした。亭仔脚をもつ店屋建築による町並みの普及は、日本統治時代の建築制度である「台湾家屋建築規則」で亭仔脚を設置する義務づけが契機である。都市部では、この町並みが次々と建設された。地方の街・庄にこの町並みが普及したのは、1910年に台湾総督府に市区計画委員会が組織されて以降、街・庄でも市区改正が実施されてからである。

その普及の過程には変化があった。初期の市区改正計画は特定の街路を新設・拡張する局所的な事業に限られていたが、1931年ごろを境に、市区改正計画に都市計画として一貫した計画性が求められる。そして店屋を集合させた統一的な建築が、その構造を煉瓦造から鉄筋コンクリート造に改めて建設される。

いくつかの代表的な町並みの形成過程を検証すると、行政と住民による自発的なまちづくりの活動がある。最初は、市区改正計画で主要街路の建設と街路沿いの店屋の改築が進み、その後時間をかけて、地域全体にわたる事業が展開する。その際に、改築費用の支援が必要になり、相互扶助的な組織が作られ、まちづくりの性格が強くなった。

第2章では、台湾の町並みを特徴づける亭仔脚の、管理の課題と行政の対応について明らかにした。亭仔脚は店屋の街路沿いの私有地を歩道にしたもので、私有地でありながら公共空間であるという二面性を持つ。そのため、管理や規制はさまざまな困難があった。亭仔脚の所有者が荷物や空き箱を置いて占有したり、自転車を乗り回したりなど、亭仔脚の歩道としての機能を失う行為が頻発した。

台湾の市区改正事業は、町並みを建設する都市計画上の法整備が不十分であった。しかし1918年に公布された「街路取締規則」で、亭仔脚を公道と規定し取り締まりの対象に規定された。また1936年に公布された「台湾都市計画令」で、亭仔脚部分を店屋の私有地と認めながらも、その敷地面積を店屋の建築面積に含まないと規定した。

また、亭仔脚を公道とみなし規制が強化されると、その根拠に美観が強調される。亭仔脚内の整然とした姿は街の美観を維持し、また亭仔脚の連続する姿そのものが美観であるという見方もあった。これは、亭仔脚を美しいものとして積極的に捉える見方で、日本の都市美運動が波及する中での意見でもうかがえる。

第3章では、台湾の町並みを保存する事業が進む実態と、その事業の特徴を明らかにした。近年、亭仔脚を基盤とする町並みは「老街」と評価され、保存事業が盛んである。それは、文化財保護制度ではなく、住民参加の理念で1994年から始まった社区総体营造政策の事業プログラムで展開された。その結果、計画主体の社区が自主的に事業内容を立案・実施し、事業プログラムも多様であるため、保存事業は、規模・内容ともに、老街ごとに多様な取り組みがある。

代表的な「老街」の保存事業の具体的な内容を検証した結果、町並み景観の核となる建物や亭仔脚の修復だけではなく、むしろ、それ以外の物や設備を対象とした整備が多いことが明らかになった。

台湾老街の保存事業は、社区を事業主体にした住民参加型のまちづくりとして成果を挙げる一方、町並みを保存することよりも地域振興事業の性格が強い。これを最も象徴するのが、亭仔脚の扱いである。事業では、亭仔脚の私物化に対し、厳しい規制は少なく、外側に歩道が設置されるなどの対処がある。その結果、景観要素として亭仔脚は、本来の歩行空間の機能を失う事態が生じている。

以上の3つの章による研究成果から、以下の3つを結論として指摘する。

一つは、町並みの成立においても、保存においても、まちづくりの性格が強いことである。「老街」と評価される歴史的町並みのほとんどは、日本統治時代の市区改正事業で形成した。しかし、その町並みの形成過程には、住民の内発的なまちづくりの活動が大きく関わっていた。また、社区营造政策による支援で進んだ町並みの保存・整備事業でも、まちづくり事業の性格が強い。

次に、自律的・内発的なまちづくりの性格と矛盾する、制度による誘導という側面も強かった。亭仔脚の設置は台湾家屋建築規則に従い、街路の成立は市区改正事業による道の拡築が契機であった。また、亭仔脚空間の管理は、公的歩道として規制された。これは市区改正事業が、日本統治時代に実施されたことを踏まえる必要がある。事業は総督府を中心に植民地統治の一貫で、制度によるトップダウンの方法になった。しかし、中華民国の時代に進んだ町並みの保存・整備でも、制度的な枠組みで事業が展開した。多くの事業は、中央政府（内政部）の支援制度に則って展開された。

最後に、「公」と「私」の二面性を持つ亭仔脚の特徴が、さまざまな事象に現れていたことである。それは、亭仔脚部分が店屋に占有されることで歩道機能が失われる事態に集約的に示される。亭仔脚は、店屋の個の利益としての占有化と、公的利益としての歩道機能の維持が、時代や地域によってさまざまな形で葛藤する場であった。亭仔脚は、台湾の歴史的な町並みの物理的構成を支える基盤であると同時に、町並みを作り維持するための活動を象徴的に示す場でもあったと考えられる。